さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱

（通則）

第１条　さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成１３年さいたま市規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、電気自動車、燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）及びＶ２Ｈ充放電機器を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、電気自動車等への転換を促進し、自動車の運行に由来する二酸化炭素の排出削減及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

⑴ 「市民」とは、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、さいたま市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

⑵ 「事業者」とは、補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き、さいたま市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいう。

⑶ 「戸建住宅」とは、一つの建物が１住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第１条にある区分所有権を有さない住宅をいう。

⑷ 「電気自動車」とは、電池（燃料電池を除く）によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下、車両法という。）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

⑸ 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。

⑹ 「Ｖ２Ｈ（ビークル・トゥ・ホーム）充放電機器」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車から電力の取り出し及び電気自動車及びプラグインハイブリッド車に充電する装置のことをいう。

⑺ 「急速充電器」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３８条第１項に適合する充電設備）であって、最大出力が１０ｋＷ以上の電気自動

車に充電するための充電設備をいう。

⑻ 「自動車リース事業者」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８０条第２項の規定により、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を受けた者をいう。

⑼ 「補助事業」とは、補助金の交付について申請し、補助対象事業を実施し、補助金を得る行為をいう。

⑽ 「補助事業者」とは、補助事業により補助金を得る者をいう。

（補助事業の期間及び条件）

第４条　市長は、別表第１に定める補助事業の期間及び条件において、申請者からの申請を受け付けるものとする。ただし、提出書類に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、受理しない。

（補助事業者）

第５条　この要綱に基づき補助申請を行うことができる者は、補助対象車両及び補助対象設備を購入及びリースで導入し、所有しようとするものであって、次の各号に適合するもの者をいう。

⑴ 電気自動車等を補助申請できる者は補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き市民である者及び事業者とする。

⑵ Ｖ２Ｈ充放電機器を補助申請できる者は第１２条に規定する実績報告書（様式第８号。以下「報告書」という。）の提出時点で市民及び事業者とする。

（補助対象事業等）

第６条　補助対象事業は、別表第２のとおりとする。

２　電気自動車等に係る補助申請は、年度につき１台分を補助金の交付対象として認める。ただし、事業者が当該事業の用に供する電気自動車等について申請する場合には、上限を３台として複数台の申請を認める。

３　Ｖ２Ｈ充放電機器に係る補助申請は、年度につき１基分を補助金の交付対象として認める。ただし、事業者が当該事業の用に供する機器について申請する場合には、上限を３基として複数台の申請を認める。

（補助金の額）

第７条　補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に係る経費とし、補助金の額は、別表第３に定める金額を上限に予算の範囲内で交付する。この場合において、当該車両導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

２　補助対象経費の支払いにクレジットカード等を使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカード等にポイントが付与された場合、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められない。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うこととする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする市民又は事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号。以下、「申請書」という。）に別表第４に掲げる関係書類を添えて、申請書受付期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請は認めない。

⑴ 交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者による申請

⑵ さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による申請

⑶ 暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）による申請

⑷ 暴力団関係団体（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員に該当するものがあるものをいう。）による申請

⑸ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両であって、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用される車両に係る申請

⑹ 中古の車両に係る申請及び中古のＶ２Ｈ充放電機器に係る申請

⑺ 原動機付自転車、超小型モビリティ、ミニカーに係る申請

⑻ 別表第１に定める、補助対象事業の完了日に示す期間外に完了した事業に係る申請

⑼ 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄及び「使用者の氏名又は名称」欄の記載が、別表第５の規定と異なる車両に係る申請

⑽ リース車両の場合、リース期間が処分制限期間未満の申請

２　次条の交付決定及び不交付の決定前に申請書を取り下げるときは、遅滞なく申請取り下げ書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

３　申請書及び申請取下げ書（様式第２号）の提出方法は、次のいずれかにより行うものとする。

⑴ さいたま市電子申請システム

⑵ ゼロカーボン推進戦略課（以下「担当課」という。）への郵送

⑶ 担当課の窓口への持参

（交付決定及び不交付の決定）

第９条　市長は、第８条の規定により提出された申請書について、その内容が適正である

と認めたときは、交付決定通知書（様式第３号。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付しないものと認めたときは、不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更・中止）

第１０条　補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第５号）に変更契約したことがわかる契約書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額を増額することはできない。

２ 計画変更（中止）承認申請書（様式第５号）の提出は、第８条第３項に規定する方法により行うものとする。

（変更等の承認）

第１１条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知書（様式第６号）又は計画中止承認通知書（様式第７号）により、申請者にその旨を通知する。

２　前項の規定により計画中止承認を受けた申請者は、第１３条に定める補助交付額の確定、及び第１４条に定める補助金の支払いを受けることができないものとする。

（実績報告）

第１２条　実績報告は、別表第１に定める報告書提出期間内に、実績報告書（様式第８号。以下、「報告書」という。）に別表第６に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、電気自動車等の実績報告については、第８条に規定する交付申請と併せて行うこととする。

（補助金交付額の確定）

第１３条　市長は、Ｖ２Ｈ充放電機器について、第１２条に規定によって提出された報告書について、その内容を審査し、交付額確定通知書（様式第９号）により、申請者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

２　電気自動車等については、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、交付決定及び交付額確定通知書（様式第１０号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項及び第２項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付すことができる。

（補助金の支払）

第１４条　市長は、第１３条第１項及び第２項の規定により確定した補助金を、報告書に記載する補助金の支払先に対して振込により支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が規則及び本要綱に違反した場合は、第９条及び第１３条第１項から第２項の規定による補助金交付決定又は補助金交付額の確定を取り消すことができる。

２　市長は前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第１１号）により、申請者に対し通知するものとする。

３　市長は、第１項の取消しをした場合において、当該取り消しにかかる部分に交付された補助金の返還を請求する。

（事務手続の代行）

第１６条 申請者は、交付申請及び実績報告に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

（財産処分の制限）

第１７条　規則第２０条第２号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した対象車両及び対象設備とする。

２　規則第２０条ただし書に規定する市長が指定する期間は、別表第７に規定する処分制限期間によるものとする。

３　補助事業者は、規則第２０条の規定により、補助事業により取得した補助対象車両及び補助対象設備の処分について承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

４ 天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した補助対象車両及び補助対象設備が損傷又は滅失したときも、遅滞なく財産処分承認申請書（様式第１２号）により市長に届け出なければならない。

５　市長は、第３項及び第４項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、財産処分（承認・不承認）通知書（様式第１３号）により、申請者に通知するものとする。

６　市長は、前項の規定による承認をする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に支払わせるものとする。

（書類の整備等）
第１８条　補助事業者は、補助事業に関する書類を別表第７に規定する処分制限期間中、保管しなければならない。

（その他）
第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年１月４日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年５月２５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２４年５月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２４年７月１０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２５年１月１５日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２５年６月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２６年７月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２７年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２８年５月２５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２９年６月２０日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年５月２９日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年５月２５日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年５月２５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年５月８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年５月１５日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）

補助事業の期間及び条件については、次のとおりとする。

補助対象車及び補助対象設備	申請書受付期間	補助対象事業の完了日	報告書提出期間
電気自動車及び燃料電池自動車	令和７年６月２日 ～令和８年３月24日	令和７年４月１日 ～令和８年３月24日※1	
Ｖ２Ｈ充放電機器	令和７年６月２日 ～令和８年３月24日	令和７年４月１日 ～令和８年３月24日※2	補助金交付決定日 ～令和８年３月31日

※１　電気自動車等については自動車検査証の初度登録に係る登録年月日を事業完了日とする。

※２　Ｖ２Ｈ充放電機器については原則として補助対象事業の実施に係る領収書に記載された領収日を事業完了日とする。

予算残額が１００万円を下回った場合は、当該日を含めて３日間（閉庁日を含めない）に提出のあった申請書の中から、抽選により受理する申請書を決定する。（予算残額が１００万円を下回った場合は、市ホームページにて公表する。）

受付及び提出日は、原則として担当課に到達した日とするが、閉庁日及び業務時間外に到達した場合、翌開庁日を提出日とする。

別表第２（第６条関係）

電気自動車 燃料電池自動車	【補助対象車両】 電気自動車については、リチウムイオン電池を搭載し、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能な四輪車以上のもの。燃料電池自動車については、燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪車以上のもの。 【補助対象事業】 自動車検査証における使用の本拠がさいたま市内にある補助対象車両の導入であって、次の各号のいずれかに該当する事業 ⑴市民又は事業者が購入による補助対象車両の導入 ⑵市民又は事業者がリースによる補助対象車両の導入
Ｖ２Ｈ充放電機器	【補助対象設備】 補助対象設備は⑴及び⑵に該当するものとする。 ⑴　一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。 ⑵　電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 【補助対象事業】 補助の対象となる事業については、市内の住宅及び事業所等への補助対象設備の導入であって以下に掲げるものとする。 （市民） 申請者が自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建て住宅へ設備を導入する際の電力受給電設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む） （事業者） 申請者が事務所若しくは事業所に設備を導入する際の電力受給電設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）

別表第３（第７条関係）

補助対象車両及び補助対象設備	補助金交付上限額 （１台当たり）
電気自動車	５万円
燃料電池自動車	５０万円
Ｖ２Ｈ充放電機器	１０万円

別表第４（第８条関係）
（交付申請に係る添付書類）

補助対象事業	区分	添付書類
電気自動車等	市民・事業者共通	⑴ 補助対象経費に係る請求書の写し（車両本体価格、架装費、オプション費、値引き等が内訳として明確なこと） ⑵ 補助対象経費の支払い証拠書類の写し（領収書の写し等） ⑶ 自動車検査証記録事項の写し ⑷ 自動車賃貸借契約書の写し（リース車両の場合） ⑸ 割賦販売（ローン）による購入の場合、使用者が契約者となっているローン契約書の写し なお、リース車両については、⑷で車名、リース開始日、リース期間及びリース料金等審査に必要な事項が明示されている場合には、⑴及び⑵の提出を省略できることとする。
	事業者	⑴ 法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行から１年以内かつ最新事項のもの） ⑵　役員一覧表（様式第１号別紙）
Ｖ２Ｈ充放電機器	市民・事業者共通	⑴ 契約書の写し ⑵ 設置（施工）業者が作成した見積書等（工事内容及び金額の内訳が確認できるもの） ⑶貸借契約書の写し（リースの場合） ⑷ 既にＶ２Ｈ充放電機器が設置された建売住宅を購入する場合において、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第１号の２　別紙）
	事業者	⑴ 法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行から１年以内かつ最新事項のもの） ⑵　役員一覧表（様式第１号別紙）

別表第５（第８条関係）

自動車検査証の記載事項	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称
通常の購入の場合	補助事業者と同一名義	補助事業者と同一名義
割賦販売で購入する場合	自動車販売会社、ローン会社等の所有者の名義	補助事業者と同一名義
リース車両の場合	自動車リース事業者と同一名義	補助事業者と同一名義

別表第６（第１２条関係）
（実績報告に係る添付書類）

補助対象事業	区分	添付書類
Ｖ２Ｈ充放電機器	市民・事業者共通	⑴ 補助対象経費の支払いを証する領収書の写し等 ⑵ 補助対象事業の実施が確認できるカラー写真 ⑶ 建物の所在が区画整理事業地内の場合において、建物の底地番が確認できる書類（底地番証明書等）
	市民	住民票の写し（発行から３か月以内のもの） ただし、報告書の住民登録調査同意欄に署名がある場合には、省略することができる。
	事業者	交付申請時と住所が異なる場合、法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行から１年以内かつ最新事項のもの）

別表第７（第１７条、第１８条関係）
（電気自動車等）※この表に該当しない車両の場合は個別に判断する。

種類	自家用車両		貸自動車業用車両	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車のもの	４年	総排気量２リットル超のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	４年
			総排気量２リットル超のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	３年
軽自動車	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	４年	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	３年

（Ｖ２Ｈ充放電機器）

種類	処分制限期間
Ｖ２Ｈ充放電機器	５年